

2013 年度事業計画

はじめに

「3.11」から 2 年になりますが、時の経過とともに「情報」は少なくなり、私たちの記憶も遠のいていっています。しかし、今なお 30 万人を越える人々が全国各地で避難生活を余儀なくされています。よく言われることですが、地震と津波だけであれば、復旧・復興はもっと早く進んだはずですが。しかし、東京電力福島第一原発の過酷事故による放射能汚染によって、あらゆる手だてが封じ込められ、希望は閉ざされ、深い絶望に覆われたままです。声高に叫ばれる「復興！」のかけ声とは裏腹な重たい現実から目をそらしてはなりません。

世界に類を見ない悲劇と犠牲を体験し、目の当たりにした私たちこそ、再び三度、こうした惨禍を招かないために、本当に人が人として尊ばれ、大切にされる社会をつくらなければならないはずですが。「人の命は地球より重い」とは、言い古された言葉ですが、まさに問われているのは、私たちの人権思想であり、人間観であり、生き方に他なりません。

時々刻々、世界も日本も動いていますが、私たちにとっては必ずしも歓迎できるような事態だとは言えません。一部の逆流や反動は一時的なもので、歴史は自由と平和、民主主義と人権の深化・拡大に向かっているとの確信は揺るぎませんが、哀しみや苦しみ、犠牲を強いる状況もあります。時代状況を見すえ、地に足をつけ、課題や問題を乗り越える力を培い、寒風や嵐に耐えうる体力をつけねばなりません。

改めて、「五つの誓い」を心に刻み、これらを誠実に履行することを決意します。

- (1)「法人」は、広範な人々とつながり、その知恵とエネルギーを集める仕組みを作らねばなりません。
- (2)「法人」は、持てるノウハウ(技術)やスキル(手腕)を磨き、新しい地歩を切り拓かねばなりません。
- (3)「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献しなければなりません。
- (4)「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めなければなりません。
- (5)「法人」は、21 世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘しなければなりません。

1. 執行体制の改変について

2012年度の課題として、

- ①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化を図る。
- ②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。
- ③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。
- ④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。
- ⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養う。

を掲げ、定款に沿った事業の組み替えをめざし、事業全体の一体感が生まれるように自主事業と受託事業とを関連づけたプランニングをしていくとの方針を打ち出しました。しかし、現状は極めて不十分で、課題は残ったままと言っていいと思います。なぜなのか、その原因を究明することがまず、必要です。

一口では言い尽くせませんが、やはり、問題意識が緩く、結果、現状に安住してしまうといったことになっているように思います。それぞれが問題意識を深め、持続させることなくしては、何事も前には進みません。アンテナの感度を鍛えて高く張り、キャッチしたものを取り込んで熟成させ、事業に反映させていくといった営為こそが現状変革の力になるのだと思います。

時代は私たちを待っていてはくれず、このままででは取り残されてしまいます。いわばお尻に火がついた状態になっているわけです。したがって、懸案の解決をするために、2013年度から事業の再編と事務局体制の改変を以下のとおり断行し、ステップアップを図っていきたいと思います。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部落問題解決のための調査研究・人権啓発・学習支援に関すること。
- (2) 様々な人権課題を有する人々の自立・自己実現を図るための支援および人権相談並びにこれらの事業を通じた実態把握に関すること。
- (3) 人権文化のまちづくりのネットワークの構築および協働の推進に関すること
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

具体的には、「定款」の規定をふまえ、事業項目については次の三事業に集約し、創造的展開を図ります。

- ①人権啓発情報事業
- ②人権支援相談事業
- ③人権文化協働事業

これに伴い、事務局体制を以下の2局3部制に変更します。

- ・総務局
- ・事業局
 - 啓発情報部
 - 支援相談部
 - 協働推進部

これらが功を奏するかどうかは、限られた人的スタッフが最大限に力を発揮するかどうかにかかっています。役員・事務局一体となり、名実ともに法人として揺るぎない存在となるよう、奮闘したいと思います。私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかけがえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていくべき時です。

2. 2013 年度事業計画

(1)総務局

人と物と財の三者がその持てる力を発揮するためには、これらを有機的に噛み合わせることが必要です。総務局は人的管理、事務管理、会計管理を主たる業務としますが、コントロールタワー(司令塔)としての機能の強化を図ります。

(2)事業局

①人権啓発情報事業

「協会」が掲げる目的を達成するために有するノウハウやスキルを発揮し、広く市民に啓発・情報発信するとともに、実態把握や調査を通じて課題を明らかにするための事業を行います。

ア. 公開講座

さまざまな人権課題をとりあげ、啓発・学習機会を提供し、人権意識の高揚を図ることを目的に、年数回開催します。また、人権文化のまちづくり講座(受託事業)については、多様な課題を多彩な講師で！斬新さと独特の切り口で！をモットーに実施するとともに、関係機関との連携・協働を強化します。

イ. 情報受発信

機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」を、6月・9月・12月・3月に発行します。また、豊中人権まちづくりセンター情報紙「ひと まち であい」(受託事業)を、「協会」ならではのオリジナリティ(独創性)が発揮し、年6回の定期発行をします。その他、ホームページ等によるインターネットによる双方向の情報発信、新聞切り抜きの掲示・保存などを実施します。

ウ. 調査研究

今日の部落問題をどうとらえ、読み解き、問題の根っこに迫るのかは、不変の課題としてありますが、その時代の状況や変容しつつある差別の実相を内包する差別事象分析を通じての知見の獲得、その防止・緩和のための方策の確立のための事例研究を重ねるとともに、共通認識・理解のための議論の場を持ちます。

エ. 資料室運営・管理、学習支援

所蔵図書・資料の活用のために、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者呼び込むための方策を検討します。また、「人権文化のまちづくり講座」や「パネル展」との連動、資料室ニュースの発行、ホームページでの発信を充実・強化します。また講師派遣やフィールドワーク受け入れなど学習支援を行います。

②人権支援相談事業

聴いてもらい、共感してもらえただけで、相談事は半分は解決したと言われますが、事例の多くは「継続」で、「解決」に至るのはごくまれであり、その意味では、あとの半分がどうなるかにあります。相談者とともにこの隘路を切り開いていきます。

ア. 人権ケースワーク事業(受託事業)

定例相談として、蛭池事務所にて週3日(月・水・金曜日、9時～17時)、出張相談を豊中市役所にて月2回(第2・第4木曜日、13時～15時)、特設相談を人権週間の期間に蛭池事務所にて毎日実施します。

イ. 人権相談

豊中事務所開設時間(原則として月～土曜日、9時～17時)に実施します。

ウ. 精神障害者地域サロン(トークマインド)

地域における精神障害者の自立と社会参加、社会復帰を支援します。また、地域住民と当事者の交流を図るため、レクリエーション・スポーツ・外出支援などをすすめます。

エ. 自主活動支援事業

地域において活動する住民組織の自主活動を支援するとともに、管理業務のサポートを行います。

オ. 地域交流推進事業

人権文化のまちづくりのベースは、地域(校区)にあり、豊中および蛭池両地域における取り組みはそのモデルともいえるべきものです。それぞれの地域の特性を活かした実践・発信を支援します。

カ. 豊中人権まちづくりセンター老人憩の家の管理運営(受託事業)

豊中人権まちづくりセンター老人憩の家の管理運営を行います。

③人権文化協働事業

さまざまな団体との連携・交流・協働にかかる事業の大切さは改めて言うまでもありません。

んが、これらの事業において中核的な役割を担い、成果を生み出すことが法人としての基盤の強化につながるとの問題意識のもと、より積極的な参画をはかります。

ア. 世界人権宣言豊中連絡会議の運営および大阪連絡会議への参加

活動の活性化を引き続き行うとともに、加盟団体の拡大にもとりくみ、一層の事業充実をはかります。

イ. ESDとよなかへの参画

より組織的な参画ができるよう、体制の強化をはかります。

ウ. 人権啓発市民ネットワーク会議への参画

「知り合い・学び合う」場から、「創り合う」場へと進化できるよう、積極的な役割を果たします。

エ. ひゅうまんプラザへの参画

部落問題をテーマとする官民協働のとりくみとしての意義は小さくはなく、継続発展をはかるとともに、さまざまなバリエーションでの実施をはかります。

オ. 企業人権協との交流会

人権問題の解決を社会的責任として引き受け、果敢にチャレンジする企業の取り組みは、タテマエとホンネとが乖離しがちな人権啓発の限界を超える可能性を秘めたものもあり、「人権」を共通項とした異業種間交流の場として継続していきます。

④特別事業

2013年は、寺本知生誕 100年、豊中水平社創立 90年、豊中市同和事業促進協議会創立 60年、狭山事件 50年、豊中解放会館 40年、部落解放同盟蛍池支部結成 40年、部落解放豊中市民共闘会議結成 40年、豊中市人権擁護都市宣言 30年など、豊中における部落解放・人権確立の歴史にとって、いろんな節目が重なる年にあたっています。これら一つひとつの足跡をたどり、今を見つめ直すことはとても意味のあることだと思います。関係団体でもそうした問題意識でのとりくみがあるかと思いますが、協会としては、部落解放同盟豊中支部が呼びかける「寺本知生誕 100年、豊中水平社創立 90年記念事業実行委員会」の一翼を担います。